

道路局所管国庫補助事業等における公共用地 取得事務処理の適正化について

〔平成 8 年 1 1 月 1 8 日用地課長通知〕
最終改正 平成 1 3 年 4 月 1 2 日

このことについて、別添のとおり建設省道路局長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、本県においては、「埼玉県県土整備部用地事務取扱要綱」（昭和 4 5 年 7 月 1 5 日制定）の第 7 章「登記及び支払」においてその事務を定めておりますが、この通知の趣旨を踏まえてより一層適切な処理をお願いいたします。

（別 添）

道路局所管国庫補助事業等における公共用地取得事務処理の適正化について

〔平成 8 年 1 1 月 1 1 日建設省道総発第 4 4 1 号〕
建設省道路局長から埼玉県知事あて

標記については、「公共用地取得事務処理の適正化について」（昭和 4 5 年 1 0 月 1 6 日付け建設省用発第 3 9 号建設大臣官房長通知（別添参照））等に基づき処理されているところであるが、今般、会計検査において国庫補助事業等により用地を取得したにも関わらず登記事務を完了していないものが見受けられたとの指摘がなされているので、下記により一層適正な処理の確保に努め遺憾なきを期されたい。

なお、貴管下関係市町村（指定市を除く。）に対しても周知徹底のうえ、遺憾なきを期されたい。

記

- 1 用地費（土地の補償金）の支払いの際は、必ず支払要件を確認することとし、「登記前支払特例」を設けている場合は、土地区画整理等による取得以外の適用を認めないこと。
- 2 用地取得の必要が生じた場合には、事前に十分な期間を確保して権利関係の調査を徹底し、公図訂正などの作業は事前に法務局と調整し手戻りが起きないようにすること。
また、契約締結後の抵当権等の権利抹消及び所有権移転登記を速やかに行うこと。
- 3 やむを得ない事情により年度内の用地事務処理の完了が困難と認められるときには、速やかに他の箇所への流用あるいは繰越手続き等を行うこと。
- 4 用地事務処理の促進及び体制整備を図るため研修の徹底等必要な措置を執ること。
- 5 現在、未登記のものについては、早期解消に努めること。また、取得用地の登記状況について常に把握し適切な対応を執ること。